

## 看護職員配置等に係る加算について

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金交付要領 別表(第5条関係) 備考7の「報酬告示(523号)第15に規定する看護職員配置等に係る加算」

No.	加算名(介護報酬)	報酬告示(523号)	留意事項(1031001号)(※)
1	看護職員配置加算	(第15)1の4の3	【第23(8)⑦】
2	医療的ケア対応支援加算	(第15)1の7	【第23(8)⑪】
3	医療連携体制加算 (【VI】は控除対象外)	(第15)7	【第23(8)⑫】

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について